

自己株式取得規制の緩和措置について (案)

- 上場企業による自己株式取得に関しては、株式市場の状況に鑑み、平成 20 年 10 月 14 日以降時限的な措置として、以下のとおり規制を緩和しているところ。

(1) 1 日の買付数量の上限

(現行) 直近 4 週間の 1 日当たり平均売買高の 25%
→ 100%

(2) 買付時間

(現行) 取引終了時刻の直前 30 分は禁止
→ 適用せず

- 今般、上場企業の自己株式取得を促進するため、現在時限的に講じられている上記措置を、恒久的な措置とする。